

# 豊後高田市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）提供事業者募集要項

## 1 趣旨

ふるさと納税の寄附者に対し、市と事業者とが連携し地域の豊かさや温かさを伝える地元特産品やサービスを返礼品として贈呈することで、新たな視点から豊後高田市の魅力の創造と全国への発信を行い、シティープロモーションを進めるとともに、地域経済の活性化を図るもの。

## 2 提供事業者

豊後高田市ふるさと納税返礼品提供事業者として申込できる者は次の条件をすべて満たし、市長が認めるものとします。

- (1) 豊後高田市内に事業所等（工場等を含む）を有する、又は豊後高田市内で採取、栽培された原材料を取り扱う個人または法人であること。
- (2) 事業者（法人の場合その代表者を含む）が、市税の滞納がないこと。
- (3) 事業者の代表者又は役員等が、豊後高田市暴力団排除条例第2条第1項第1号および第2号に規定する暴力団員等でなく、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) 当要項の内容に同意し、履行できること。
- (5) その他市長が必要と認める事項に合致すること。

## 3 返礼品

### (1) 要件

豊後高田市ふるさと納税返礼品として提供できる物品やサービスは国が示す要件を満たし、市長が認めるものとします。

- ① 地場産品であること（市内で生産されたものや提供されるサービス、その他これらに類するもの）
- ② 豊後高田市の魅力を伝え、地域のイメージアップを図ることができるもの。
- ③ 品質および数量において、安定供給が見込めるもの。ただし、期間限定や数量限定で供給可能なものは、その範囲において安定供給が見込まれるもの。
- ④ 食品衛生法、食品表示法、商標法など各種法令等を遵守し、基準に沿って生産、製造、販売等が行われているもの。
- ⑤ 加工食品の場合は、返礼品到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。

### (2) 価格および取扱品目数

- ① 返礼品の価格は（梱包費および消費税を含む）ものとする。
- ② 価格は通常販売額とし、単品でも複数商品の組み合わせでも良い。
- ③ 市は、事業者からの請求に基づき、①の代金を負担する。
- ④ 寄附金額は、6,000円からとし、基本は1,000円ごとの寄附額設定に対応する返礼品に分けて取り扱います。

返礼品価格 (税込)	2,520 円以下	2,521 円以上	…	4,350 円以下	4,351 円以上	…
経費率	28%	29%			30%	

※寄付金額＝返礼品単価（税込）÷ 経費率（％）

- ⑤ 一返礼品事業者に対する取扱品目数については、制限を設けませんが、あまりにも登録数が多い場合は、返礼品数を調整する場合があります。

## 4 提供事業者

### (1) 業務

承認を受けた提供事業者は市からの依頼に基づき次の業務を行うこととします。

- ① 寄附者に対する返礼品の提供
- ② 返礼品提供完了に関する市への報告
- ③ 提供業務に関する市への費用の請求
- ④ 提供業務に係る関係書類の管理
- ⑤ 市への返礼品に関する情報提供

### (2) 特典

- ① 豊後高田市ふるさと納税ポータルサイトへの商品名、商品画像、事業者名等の掲載
- ② 返礼品送付時に限り、自社や商品を紹介するパンフレット等の同封

## 5 申込および承認について

### (1) 申込方法

下記の書類に必要事項を記入し添付書類とともに豊後高田市役所企画情報課に提出してください。

- ① 豊後高田市ふるさと納税返礼品提供事業者申込用紙（様式第1号）
- ② 同意書（様式第2号）
- ③ 返礼品の画像データ（2枚以上）※イメージ画像、荷姿画像  
◆新商品については、E-mail アドレス：[kikaku01@city.bungotakada.lg.jp](mailto:kikaku01@city.bungotakada.lg.jp) に画像データを送ってください。
- ④ 会社、商品、サービス等がわかるパンフレット等 ※省略可
- ⑤ 返礼品を送る際、一緒に送付する書類、お手紙等

### (2) 承認通知

提出された応募書類に基づいて、要件及び内容について審査を行い、承認の可否を申込者あてに通知します。

## 6 受付期間

令和6年2月22日（木）までに受付し、承認したものについては、令和6年4月から提供を開始します。同日後の受付分は令和6年4月からの提供開始ができない場合があります。承認決定後、市と事業者での調整が整い次第随時提供開始となります。

## 7 個人情報の取り扱い

提供事業者は、業務遂行のために市から提供を受けた個人情報について、豊後高田市個人情報保護条例および関係法令を遵守し厳重に管理するとともに、返礼品の送付以外の目的での使用および第三者への提供を禁じます。

## 8 その他留意事項

- (1) 提供事業者は発送の遅延、販売中止、品質および送付にあたり問題が発生した場合、又はお礼の品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めなければならない。なお、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (2) **事業者の都合により承認を受けた返礼品の内容を変更又は中止する場合は、原則変更又は中止する日から2週間前までに、市に事前連絡の上、「豊後高田市ふるさと納税返礼品提供事業者変更（中止）届」（様式第4号）を提出してください。**
- (3) (2)により、変更又は中止した後であっても、変更又は中止前に寄附者から申し込みのあった返礼品については責任をもって送付又は提供を完了するものとし、ただし、天候等のやむを得ない状況により提供が困難な場合は、提供事業者と市で対応を協議することとします。
- (4) **市は申込内容に虚偽があった場合、あるいは市に損害を及ぼす行為があった場合、もしくは承認を受けた事業者および返礼品が本要項に定める要件に適合しなくなったと認める場合には、その承認を取り消すことができるものとし、また、情勢上の問題や、市が不利益を被る可能性がある場合は、返礼品事業者の承諾なく、取り扱いを中止する場合があります。**
- (5) 返礼品の取り扱う時期が遅くても、提供事業者申込書は期日までに提出してください。
- (6) インターネットWebサイト及びカタログ等での掲載順等はすべて市の一任となります。
- (7) **トラブル回避と防止策のため、何らかのトラブルがあった場合は「返礼品トラブルに関する報告書」を提出していただきます。**
- (8) 返礼品の配送時期が、数カ月後になる場合は、必ず市へ報告してください。
- (9) **品（主に食品・加工食品）については、各種法令等（食品衛生法、食品表示法、商標法等）を遵守しているか確認に努め、適正な対応を行ってください。**  
(例) 保健所の許可、食品表示、アレルギー表示...ect.
- (10) 市から調査等を求められた場合は、提供事業者は真摯に対応しなければなりません。
- (11) 本要項に記載されている事項以外で、何らかの問題が生じた場合は、提供事業者と市で対応を協議することとします。

## 9 問い合わせ先

豊後高田市役所 企画情報課

〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3

TEL : 0978-25-6393 FAX : 0978-22-2725 E-MAIL : [kikaku01@city.bungotakada.lg.jp](mailto:kikaku01@city.bungotakada.lg.jp)